

総社市 電子入札について

第11版

令和6年3月1日

総社市総務部契約検査課
総社市環境水道部上水道課

～ 目 次 ～

- 1 はじめに
- 2 電子入札の対象となる案件
- 3 用意する機器等
- 4 電子入札用 I C カードについて
- 5 パソコン等の動作環境
- 6 入札参加に関する注意事項
- 7 最低制限価格の決定方法について
- 8 同価入札時の順位の決定方法について
- 9 電子入札から書面入札へ変更するための手続き等について
- 10 お問い合わせ

版番号	改訂年月日	主な改訂内容
第1版	平成23年10月1日	
第2版	平成24年7月1日	上水道課導入によるもの
第3版	平成25年6月17日	最低制限価格算定方式変更によるもの
第4版	平成26年1月23日	最低制限価格算定方式変更によるもの
第5版	平成27年4月1日	部課名変更，最低制限価格算定方式変更によるもの
第6版	平成27年8月5日	随意契約の電子化導入によるもの
第7版	平成28年1月4日	共同利用ヘルプデスク移転等によるもの
第8版	平成28年3月23日	最低制限価格算定方式変更によるもの
第9版	平成30年4月1日	新電子入札システム運用開始によるもの
第10版	令和2年4月1日	設計価格公表案件の入札回数変更によるもの
第11版	令和6年3月1日	最低制限価格算定方式変更によるもの

1 はじめに

総社市では、岡山県独自開発の電子入札システムをベースに独自仕様を加えた岡山県下の市町による共同利用型の「おかやま電子入札共同利用システム」により、平成23年度から順次電子入札を実施してきました。

この間、利便性の向上や入札制度の改正等の諸事に対応するためシステムの改良を重ねてきましたが、社会の急速なIT化に伴うセキュリティ強化の必要性や、度重なるシステムの改良によるカスタマイズの限界といった問題が見られるようになりました。

こうしたことから、今回、県と市町の電子入札システムを統合し、一部の中央省庁や独立行政法人、岡山県を除く46都道府県、そして政令市を始めとする全国の多数の市町村において導入されている「電子入札コアシステム」を基盤とした全国標準のシステムにリニューアルすることとしました。

新電子入札システム（岡山県電子入札共同利用システム）の運用は平成30年4月以降に開札予定の電子入札案件から始まります。

2 電子入札の対象となる案件

契約検査課及び上水道課が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における競争入札案件、随意契約案件

3 用意する機器等

電子入札用ICカード、ICカードリーダー、パソコン一式、ネットワーク

4 電子入札用ICカードについて

新電子入札システムにおける電子入札案件に参加するためには、

「電子入札コアシステム対応ICカードを所有」し、

「新電子入札システムで利用者登録を行う必要」があります。

利用者登録を行っていない場合は、指名競争入札や随意契約で指名を受けることができないばかりか、一般競争入札では参加申請を行うことができません。なお、平成30年3月までの旧電子入札システムで使用した岡山県認証局発行のICカードは使用できません。

ICカードを準備していない、あるいは、利用者登録を行っていない場合は、新電子入札システムのポータルサイトを参照の上、手続きを進めてください。

なお、ICカードの使用名義人は、総社市の入札参加資格者名簿で掲載されている名義（例：総社市との入札・契約締結権限を岡山支店長の岡山太郎に委任している場合は岡山太郎）と同一である必要があります。

5 パソコン等の動作環境

詳しくは、新電子入札システムのポータルサイトを参照の上、手続きを進めてください。

6 入札・見積参加に関する注意事項

(1) 指名競争入札・見積依頼の通知について

指名競争入札における指名通知・随意契約における見積依頼通知は、原則として水曜日（同日が祝日の場合は翌開庁日）に電子入札システムから送信する電子メールを用いて行いますので、電子メールの受信確認を必ず行ってください。

また、上記のメールを受信した場合は、速やかに電子入札システムのメニュー「調達案件一覧」から「指名／見積依頼 通知書」を表示し、内容の確認を行ってください。

なお、指名案件は入札情報公開システムで確認できます。

※ 以前、何度かメールが届いていないという苦情がありましたが、プロバイダーの不調の場合もありますので、メールが届いていなくても水曜日には電子入札システムで確認をしてください。

(2) 一般競争入札案件の公表について

一般競争入札の案件公表は、原則として水曜日（同日が祝日の場合は翌開庁日）に行います。なお、入札公告は入札情報公開システムで確認できます。

※ 指名競争入札・見積依頼と異なりメールは届きません。案件内容は入札情報公開システム及び電子入札システムで確認してください。

(3) 入札等のスケジュールについて

一般競争入札の入札参加表明期間、入札期間、開札予定日時等については、入札情報公開システムや電子入札システムでご確認ください。

ただし、原則、随意契約の案件の見積金額登録期間は、見積依頼した翌週の火曜日の午前9時から翌日水曜日の午前10時までとしています。

(4) 設計図書等の交付について

設計図書は電子入札システムからダウンロードしてください。

設計図書に対する質問の回答も電子入札システムに公表しますのでご確認ください。

なお、一般競争入札案件では、設計図書、質問の回答とも入札情報公開システムでも確認できます。

(5) 入札回数について

電子入札による入札の場合、入札回数は2回までとします。ただし、あらかじめ設計価格を公表している案件については、1回とします。

随意契約による見積の場合も、見積回数は2回までとします。

全者が予定価格を超過した場合には、原則、電子入札システムにより再入札（再見積）を実施します。

(6) 開札執行時の立会いについて

入札参加者のうち立会を希望する方は開札執行時に立会いができます。

ただし、随意契約の場合は立会ができません。

(7) 契約関係書類の交付について

契約関係書類の交付は契約検査課又は上水道課窓口で行います。個別の電話連絡は基本的にはしませんので、落札者となった方は早めにそれぞれの窓口までお越しください。

(8) 無断欠席・失格について

1年間で無断欠席を3回（無断欠席が発生した入札執行日を単位に回数を累計する。）行った場合、指名停止となりますのでご注意ください（入札公開システム等では棄権と表示されます）。

最低制限価格、及び低入札価格調査制度の失格基準価格を下回った入札、並びに設計価格をあらかじめ公表している案件で設計価格を超えた入札については「失格」とします。

7 最低制限価格の決定方法について

最低制限価格が設定された案件を電子入札システムにより実施する場合、電子くじを使用して「変動率」を決定します。

〔参考〕 最低制限価格（税抜）＝設計価格（税抜）×（基準率＋変動率）

【決定の手順】

- ① 入札参加者が入札金額を電子入札システムに登録する際、任意の3桁の数字（「000」は使用できません）を「くじ番号」欄に入力する。
- ② 入札金額が登録された時刻のミリ秒を「到着ミリ秒」とし、3桁の数字としてシステムが自動的に取得する。
- ③ 「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和を「決定くじ番号」とする。なお、和の値が4桁になった場合は、下3桁の値を採用する。
- ④ 入札参加者の「決定くじ番号」の和の十の位の数字を「X」、一の位の数字を「Y」、百の位の数字が0又は偶数の場合は「Z＝－1」とし奇数の場合は「Z＝1」とし、次の計算式に「X」「Y」「Z」をそれぞれ代入して変動率を算定する。

$$\text{変動率} = ((0.001 \times X + 0.0001 \times Y) \times Z)$$

【変動率の決定方法】

例) 入札参加者が3社の場合

業者名	入力くじ番号	到着ミリ秒	決定くじ番号	
A社	777	648	425	777+648=1425
B社	205	813	018	205+813=1018
C社	123	039	162	123+039=162

入札参加者（3社）の決定くじ番号の和は、 $425 + 18 + 162 = 605$

すなわち、「X＝0」、「Y＝5」、「Z＝－1」

変動率 ＝

$$((0.001 \times 0 + 0.0001 \times 5) \times (-1)) = \underline{\underline{-0.0005}}$$

ただし、予定価格の範囲内の全者が最低制限価格を下回り落札者がいない場合

「X＝9」、「Y＝9」、「Z＝－1」を代入し最低制限価格を再計算

変動率＝

$$((0.001 \times 9 + 0.0001 \times 9) \times (-1)) = \underline{\underline{-0.0099}}$$

※随意契約の場合、
原則「入札」を「見積」に読み替えてください

8 同価入札時の順位決定方法

同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじを使用して順位を決定します。

【決定の手順】

- ① 入札参加者が入札金額を電子入札システムに登録する際、任意の3桁の数字（「000」は使用できません）を「くじ番号」欄に入力する。
- ② 入札金額が登録された時刻のミリ秒を「到着ミリ秒」とし、3桁の数字としてシステムが自動的に取得する。
- ③ 「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和を「決定くじ番号」とする。なお、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。
- ④ 開札の結果、同価入札をした者に対し、電子入札システムが入札金額登録を受理した日時の早い者から順に、0から番号を割り当て、「同価到着整理番号」とする。
※受理した日時が同着である場合は、業者番号の昇順に付与する。
- ⑤ 同価で入札をした者の「決定くじ番号」の和を求める。
- ⑥ ⑤で求めた和を、同価入札をした者の数で除し、余りを求める。
- ⑦ ⑥で求めた余りの値と、④で割り当てた「同価到着整理番号」が一致した者が、当該同価グループ内での第1順位者となる。
- ⑧ 同価となったグループ内での次順位以降の順位決定については、第1順位者を起点として、「同価到着整理番号」の昇順に順位を付与し、「同価到着整理番号」の一番大きい値に達した後は、「同価到着整理番号」が0の者から昇順に付与する。

例) 5社が同価入札の場合

業者名	入力くじ番号	到着ミリ秒	決定くじ番号	到着日時	同価到着整理番号	同価くじ順位	順位
A社	555	000	555	平成30年4月2日 午前09時10分000	0	4	第4順位者
B社	208	351	559	平成30年4月2日 午前10時11分351	1	5	第5順位者
C社	001	268	269	平成30年4月2日 午後01時05分268	2	1	第1順位者
D社	678	095	773	平成30年4月2日 午後05時52分095	3	2	第2順位者
E社	930	426	356	平成30年4月3日 午前08時15分426	4	3	第3順位者

【順位決定方法】

同価入札をした者の「決定くじ番号」の和を同価入札をした者の数で除して余りを求める。

$$555 + 559 + 269 + 773 + 356 = 2512$$

$$2512 \div 5 = 502 \text{ 余り } 2$$

⇒余りが「2」なので、第1順位者は「同価到着整理番号」が「2」のC社となる。

9 電子入札から書面入札へ変更するための手続き等について

電子入札案件に参加するときは、電子入札が原則です。

ただし、電子入札案件において、指名通知（見積依頼）を受けてから、又は、一般競争入札で入札参加表明してから、入札書の提出までに、トラブルにより新電子入札システムからの入札書（見積書）の提出ができない場合は、あらかじめ総社市の承認を得た上で書面により入札書（見積書）を提出（以下「書面入札」という。）することができます。その場合の手続き・注意点については、次のとおりです。

1 手続きの流れ

(1) 入札担当課への連絡・相談

書面入札によらなければならない事態となった場合には、入札担当課へ至急連絡をし、相談の上、指示に従ってください。

(2) 書面入札参加承認申請書の提出

入札受付締切日時の1時間前（通常は開札予定日の午前9時）までに、入札担当課に書面入札参加承認申請書を提出してください。入札担当課にて書面入札参加承認の判断を行います。

(3) 封緘した入札書の持参

書面入札参加の承認がされれば、封緘した入札書（見積書）を入札受付締切日時の前10分間の間（通常は開札予定日の午前9時50分から午前10時まで）に開札場所（入札の場合は本庁舎3階入札室）まで持参してください。

2 注意点

(1) 一般競争入札案件において、指定された期間内に新電子入札システムにより入札参加表明を行うことができない場合は、書面入札を認めません。

(2) 入札書（見積書）に、案件名、入札金額、くじ番号欄に任意の3桁（「000」は記入できません）、商号又は名称、代表者職氏名等の記入、代表者印の押印の上、封筒に封緘（封が開かないように糊付けの上、封筒の継ぎ目に代表者印を押印）してください。なお、内訳書の添付を要する案件については、入札書及び内訳書を1つの封筒に封緘してください。

(3) 封筒には、「〇〇〇 入札書（入札書及び内訳書）」在中、商号又は名称、の旨を記載してください。〇〇〇には案件名を、見積の場合は入札書の記載に代えて見積書と、記載してください。

(4) 案件名、入札金額、くじ番号欄に任意の3桁、商号又は名称、代表者職氏名等の記入、代表者印の押印等の必要事項がない入札書（見積書）は無効となります。くじ番号欄に「000」を記入した入札書（見積書）も無効となります。

(5) 入札受付締切日時を経過して持参した入札書（見積書）は無効となります。

(6) 同一の開札日に複数の案件について書面入札する場合でも、一案件ごとに、書面入札参加申請書、封緘した入札書（見積書）を作成してください。

(7) 全者予定価格を超過した場合は、原則開札日に再入札（再見積）の開札執行を行います。1回目の入札（見積）において書面入札を行った場合は、再度の入札（見積）も書面入札となります。再入札（再見積）の入札受付締切日時の前10分間の間（通常は開札予定日の午後1時50分から午後2時まで）に、封緘した入札書（見積書）を開札場所まで持参することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

- (8) ICカードの再取得等の手続きが必要な事態となった場合には、その後遅滞なくICカードの再取得等の手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- (9) 書面入札の場合は、入札受付締切日時より後に入札担当課の担当者が電子入札システムに入力することになります。
- (10) 使用する様式「書面入札参加承認申請書」及び「入札書（見積書）（電子入札から書面入札参加承認者用）」については、「総社市 契約・入札トップページ」－「電子入札の様式」からダウンロードしてください。

10 お問い合わせ

- 電子入札の概要に関すること
- 入札制度に関すること

【お問い合わせ先】

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市役所総務部契約検査課

TEL 0866-92-8285

FAX 0866-93-9479

Eメール keiyaku@city.soja.okayama.jp

総社市ホームページ <https://www.city.soja.okayama.jp/>

- パソコン等の動作環境に関すること
- ICカードの追加購入の要・不要の確認
- 電子入札に必要なソフトウェアのインストールに関すること
- 電子入札システムの操作方法に関すること
- 電子入札システムのトラブルに関すること

【お問い合わせ先】

岡山県電子入札共同利用システム ヘルプデスク

TEL 0120-432-198

受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

岡山県電子入札共同利用システムのポータルサイト

<https://www.e-okayama.t-elbs.jp>

- ICカードの発行申請、更新に関すること
- ICカードのトラブルに関すること

【お問い合わせ先】

電子入札コアシステム対応ICカードを発行する民間認証局